

平成25年度 事業再評価 対象事業及び評価一覧表

(第2回有識者会議 説明対象事業)

資料3

※1 再評価理由

- ① 国庫補助事業で、所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの 0件
- ② 事業開始年度から起算して5年目の年度において未着工のもの 0件
- ③ 事業開始年度から起算して5年目の年度において継続中のもの(*) 0件
- ④ 事業再評価した年度から5年間が経過後の年度で継続中のもの(*) 6件
- ⑤ 市長が特に必要と認めるもの 0件

※2 評価の分類

- 事業継続(A)：完了時期を宣言し、重点的に実施するもの 4件
- 事業継続(B)：(A)より優先度は劣るものの、予算の範囲内で着実に継続実施するもの 2件
- 事業継続(C)：(A)、(B)より優先度が劣り、限定的な実施にとどまるもの 0件
- 事業休止(D)：複数年にわたって予算執行を行わないもの 0件
- 事業中止(E)：事業を中止するもの 0件

No.	所管	種別	事業名	事業内容	事業の概況		費用便益分析(B/C)	再評価理由 ※1	視点毎の評価案	所管局の考え方(対応方針原案) 図2	評価の根拠
					※[]内は前回評価時のもの 初評価の事業は開始時の計画値						
20			第6貯木場 土地造成事業	埋立造成事業 埋立面積 約11.3ha 整備内容 埋立護岸築造、 地盤改良工、 基盤整備 (道路、上下水道等)	事業開始 H8 事業完了 H30[H26] 総事業費 61[67]億円 既投資額 51[43]億円 進捗率 事業費ベ-ス 84%[64%] 埋立土量 70%[32%]	1.18	④ 再評価 3回目	必要性 A~C 実現見通し A 優先度 A	事業継続 (A) 前回答申 事業継続 (A)	・本事業は、輸入木材の製材化の進展により遊休化した水面貯木場を埋立て、木材の陸上保管場所を確保するとともに、大阪港周辺で需要の高い物流用地を確保するものである。 ・本事業は阪神高速大和川線シールド工事との共同事業化(建設汚泥を再生利用しての埋立)により、事業費の改善に大きく寄与し、最終処分地の延命化や環境負荷の低減といった新たな社会的意義も付加しているが、阪神高速大和川線シールド工事は平成27年度までの予定であり、この時期を逸すると共同事業化は実現できなくなる。よって、本事業は「事業継続」とし、引続き事業実施に努める。	【前回評価以降の進捗等】 埋立(土量)：38%進捗 【実現見通し判定のポイント】 阪神高速大和川線シールド工事の地元調整難航で完了予定が伸びたが、現状進捗阻害要因はない 【優先度判定のポイント】 時期を逸すると共同事業として効率的に実施できない。
21	港湾局	土地造成	夢洲土地造成事業	埋立造成事業 埋立面積 約319ha 整備内容 埋立護岸築造、 地盤改良工、 基盤整備 (道路、上下水道、 ガス等)	事業開始 H3 埋立竣功H37[H26] 事業完了:H50[H37] 総事業費 1,390億円 既投資額 552[454]億円 進捗率 事業費ベ-ス 40%[33%] 埋立面積 27%[12%]	1.05	④ 再評価 3回目	必要性 A~C 実現見通し A 優先度 A	事業継続 (A) 前回答申 事業継続 (A)	・本事業は、本市に残された貴重な空間であるとともに、都市環境保全のための廃棄物処分場として有効活用を図る必要があることから、既に土地造成がほぼ完了し、開発可能な「先行開発地区」と、今後も廃棄物の受入を続ける「将来開発地区」とに分け、段階的に土地利用を図っていくこととしており、局運営方針において重点整備事業と位置付け、重点的に予算を確保している。 ・「先行開発地区」は、「産業・物流拠点」に位置付け、夢洲コンテナターミナルを中核として、国際コンテナ戦略港湾の効果を最大限に発揮し、高付加価値のものづくりや効率的な物流を支えるまちづくりを行っており、順次、土地売却を進めていくために、平成27年度に基盤整備を完了する。 ・「将来開発地区」は、市内で発生した陸上発生残土等の受入を継続して実施する必要がある、土地利用時期を勘案し、地盤改良等を実施する等、陸上発生残土等の受入及び土地利用のための埋立工事の双方を実施していくこととする。	☆前回評価計画からの計画変更等 H24 港湾計画変更(都市機能用地⇒物流産業用地) 【前回評価以降の進捗等】 埋立(面積)15%進捗 【実現見通し判定のポイント】 先行開発地区は平成27年度までの整備完了・順次売却に向け重点的に事業を推進 将来開発地区は陸上発生残土等の発生量を的確に把握しスケジュールの見直しを実施済 【優先度判定のポイント】 既成市街地では確保が困難な土地利用上制約の少ない貴重な空間として、大阪・関西の成長・発展のため、多様化する社会的ニーズに対して柔軟かつ有効に受入後の処分場を活用する

No.	所管種別	事業名	事業内容	事業の概況		費用便益分析(B/C)	再評価理由※1	視点毎の評価案	所管局の考え方(対応方針原案)図2	評価の根拠	
				※内は前回評価時のもの 初評価の事業は開始時の計画値							
22	河川	城北川改修事業	河川改修事業 ・延長5.6km・幅員40m ・整備内容 護岸工：11,200m 築堤工：11,200m 浚渫工：5,600m 橋梁工：25橋 水門工：1基	事業開始 S60 計画変更 H25 事業完了 H27[H33] 総事業費 472[540]億円 既投資額 467[457]億円 進捗率 事業費へ→ 96%(87%) [85%] 護岸工100%(92%) [91%] 築堤工100%(64%) [60%] 浚渫工 93%(68%) [47%] 橋梁工 92%(48%) [44%] 水門工 100%(100%) [100%] ※()は前回評価時の事業規模に対する進捗	6.59 寝屋川流域総合治水対策として	④ 再評価4回目	必要性 A~C 実現見通し A 優先度 A	事業継続(A) 前回答申事業継続(A)	城北川改修事業は、寝屋川流域総合治水対策の一環として取り組んでおり、流域住民の安全と財産を守るための非常に重要な事業であり、必要性は依然として高い。また大阪府により設定された『当面の治水目標』に対し、達成に必要な事業が平成27年度に完成予定であることから、重点的に事業を進めていく。 なお、『当面の治水目標』レベル整備完了後は、当面の間(約30年程度)治水事業実施予定はなし。	計画見直しに伴い早期完了を目指すもの	☆前回評価計画からの計画変更等目標の再設定による計画の全面見直し 【前回評価以降の進捗等】 前回評価時の事業費ベースで2%進捗 【実現見通し判定のポイント】 残事業は橋梁工1橋 浚渫工300mのみで27年度中に完了予定 【優先度判定のポイント】 残事業わずかであるため早急に完了させる 【備考】 本事業は当面の治水目標の達成を持って完了とし、府による目標の更新時には新規事業として開始する ※当面(今後20~30年)の治水目標= 1/10降雨で床下浸水被害が生じない 1/30降雨で床上浸水被害が生じない (1/n降雨≒n年に1回の集中豪雨)
23	建設局	大阪市公共下水道事業(抜本的浸水対策事業)	都市内の雨水をポンプ場等へ流下させる主要下水道幹線の整備 目標延長約156km 集水された雨水を河川・海域へくみ出す主要ポンプ場の整備 目標排水能力約770m ³ /s	事業開始 S56 事業完了 H50 総事業費 9,600億円 既投資額 6,629[6,417]億円 進捗率 事業費へ→ 69%[67%] 幹線延長 71%[66%] ポンプ場能力64%[59%] 雨水対策整備率(市全域) 79.5%[77.7%]	2.32	④ 再評価3回目	必要性 A~C 実現見通し A 優先度 A	事業継続(A) 前回答申事業継続(B)	現在もなお大きな浸水被害が発生しており、地下空間への雨水流入による危険性が指摘されており、本事業に対するニーズは高いことから、根本的な能力増強のために引き続き抜本的な浸水対策を実施していく必要がある。 事業については概ね着実に進捗が図られており、現在の事業計画における平成32年度の雨水対策整備率83%をめざして事業を進めている。また、市民の安心安全の確保の観点から極めて緊急性の高い事業といえる。 以上を総合的に勘案すると、事業継続(評価A)が妥当と判断する。 ※参考：近年の被害状況(浸水戸数) 23年度：計1,890戸 24年度：計1,716戸 25年度 8月25日豪雨時：1,314戸	災害対策として優先的に取り組むべきものの	【前回評価以降の進捗等】 雨水対策整備率1.8%進捗 【実現見通し判定のポイント】 中間目標(H32で整備率83%)に向けて引き続き進捗を図る。 【優先度判定のポイント】 H23~25の3年連続で大きな浸水被害が生じており、別途局地対策等で被害軽減を図っているが、本事業が遅れることで市民の安心安全が脅かされることとなる 【備考】 10年に1度の降雨への対応を想定
24	下水道	大阪市公共下水道事業(合流式下水道改善事業)	雨天時下水活性汚泥処理法(3W処理法)導入 全12処理場 凝集傾斜板沈殿処理法導入 1処理場 雨水滞水池 約32万m ² など	事業開始 H3 事業完了 H35 総事業費 2,000億円 既投資額 912[650]億円 進捗率 事業費へ→ 46%[33%] 3W処理法 100%[100%] 凝集傾斜板沈殿 雨水滞水池 28%[23%] 合流式下水道改善率 51%[47%]	6.05	④ 再評価3回目	必要性 A~C 実現見通し B 優先度 B	事業継続(B) 前回答申事業継続(B)	事業を取り巻く社会経済情勢等の変化により、本事業の必要性は変化しておらず、また、法令に基づき下水道事業者がその責務を果たすために当該事業を進めていく必要がある。 事業については概ね着実に進捗しており、完成までの目途はたっている状況である。 以上を総合的に勘案すると、事業継続(評価B)が妥当と判断する。	国に定められた目標・達成年限を守るため着実に進捗を図るもの	【前回評価以降の進捗等】 合流式下水道改善率4%進捗 【実現見通し判定のポイント】 下水道法施行令に定められた目標について達成年限(H35)に向け着実に進捗を図る。 【優先度判定のポイント】 遅延した場合国の定めた達成年限までに目標達成できないが、抜本的浸水対策に比して優先度が低い。
25	下水道	大阪市公共下水道事業(高度処理事業)	高度処理に対応した水処理施設の新設 2か所 高度処理に対応した既設水処理施設の改造(設備機器更新等) 3か所	事業開始 H19 事業完了 H37 総事業費 350億円 既投資額 15[0]億円 進捗率 事業費へ→ 4%[0%] -	8.34	④ 再評価3回目	必要性 A~C 実現見通し B 優先度 B	事業継続(B) 前回答申事業継続(B)	事業を取り巻く社会経済情勢等の変化により、本事業の必要性は変化しておらず、また、法令に基づき下水道事業者がその責務を果たすために当該事業を進めていく必要がある。 事業については概ね着実に進捗しており、完成までの目途はたっている状況である。 以上を総合的に勘案すると、事業継続(評価B)が妥当と判断する。	国に定められた目標・達成年限を守るため着実に進捗を図るもの	【前回評価以降の進捗等】 事業費ベースで4%進捗 【実現見通し判定のポイント】 大阪湾流域別下水道整備総合計画に定められた目標について達成年限H37に向け着実に進捗を図っている。 【優先度判定のポイント】 遅延した場合国の定めた達成年限までに目標達成できないが、抜本的浸水対策に比して優先度が低い。